

【別記2】

I 長野県認定制度認定品目

1. リサイクル製品

品目	判断の基準等
信州リサイクル製品認定制度認定製品	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 信州リサイクル製品認定制度により認定された製品・資材。</p>

信州リサイクル製品認定制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/haiki/recycle/index.htm>

2. 食品

① 農産物

品目	判断の基準等
野菜	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された野菜であること。(但し、認証期間中のものに限る)</p> <p>イ. 信州伝統野菜認定制度により認定された野菜であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)</p>
果実	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された果実であること。(但し、認証期間中のものに限る)</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)</p>
米	<p>【判断基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された米であること。(但し、認証期間中のものに限る)</p> <p>イ. 長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。(但し、認定期間中のものに限る)</p>

品目	判断の基準等
米	【配慮事項】 ① 適地・適作により栽培された農産物であること。 ② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③ 輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)
牛肉	【判断の基準】 ○ 「信州プレミアム牛肉」認定制度により認定された牛肉であること。
加工品（漬物など）	【判断の基準】 ○ 信州伝統野菜認定制度により認定された野菜であること。

信州の環境にやさしい農産物認証制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nougi/newninsyo/ninsyohome2.htm>

原産地呼称管理制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/aoc/nnac.htm>

信州プレミアム牛肉認定制度

<http://www.oishii-shinshu.net/original-food/premium/>

信州伝統野菜認定制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/engei/dentoyasai.htm>

②酒類

品目	判断の基準等
焼酎 日本酒 ワイン シードル	【判断の基準】 ○ 長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。 （但し、認定期間中のものに限る）

原産地呼称管理制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/aoc/nnac.htm>

3. 資材

品目	判断の基準等
木材	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの要件を満たすこと（アを優先）。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 信州木材認証制度により認証された木材であること。 イ. 長野県産の木材であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送距離が可能な限り短いこと。

信州木材認証制度

<http://www.logos.co.jp/kensanzai/ninsyou/index.html>

4. 設備

品目	判断の基準等
木質ペレットストーブ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの要件を満たすこと（アを優先）。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 長野県が認定した「信州型ペレットストーブ」であること。 イ. 長野県内で製造されたペレットストーブであること。 ウ. 暖房用の熱エネルギーとして木質ペレット燃料を利用したシステムであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 輸送距離が可能な限り短いこと。 ③ 使用時のエネルギー節電のための設計上の工夫がされていること。
木質ペレットボイラー	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、木質ペレット燃料を利用したシステムであること。
ペレット	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内産の間伐材や製材端材などを粉碎・乾燥・圧縮・成形したもので、建築廃材や接着材が一切使われていない木材 100%の固形燃料を使用すること。

信州型ペレットストーブ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/ringyou/pellet/nintei.htm>

Ⅱ その他品目

1. 県有施設で使用する電気の「省CO2化」

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>電力小売部門のうち、自由化部門（契約電力 50kw 以上）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO2化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>①次に掲げる省CO2化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が、環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・直近年度の 1 kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数・直近年度の未利用エネルギー活用状況・直近年度の新エネルギーの導入状況 <p>②前年度、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の履行義務を達成していること。</p>

* 現時点での基準表及び基準点数は別紙のとおり